

日 時 平成24年5月5日(土) 19:00~21:10

場 所 若草第三集会所(若草三丁目)

出席者 (会長) 中原、(副会長) 増田、松本

(町内会長) 扇、北尾、斉藤、山本、小松原、藤田、坂田、岩崎

(グループ代表) 小野、清水(代理・佐々木)、山本、山中

(監事) 齊藤 (事務局) 木村、妹尾、長谷川

<敬称略>

## 議事

### 1、会長からの報告・連絡事項

#### ・草津市自治連合会総会(4/27開催)報告

志津南地区自治連合会は平成24年3月31日をもって解散した。草津市内13学区(地区)のうち自治連合会がなくなったのは志津南地区だけである。それにともない志津南地区まちづくり協議会を草津市自治連合会に存続させるため、会則の一部が改正された(引き続き助成金支給)。

#### ・まちづくり行動計画特別委員会報告

特別委員会委員委嘱と諮問事項について(別紙資料)...

委員には向出信一さん(4丁目)、大上勝彦さん(5丁目)、西村 慧さん(6丁目)、大楽悦子さん(3丁目)、北岡七夏さん(2丁目)の5名に委嘱された。

また、諮問事項については①「志津南地区協働のまちづくり指標」の具体化に向けての中期的目標および活動計画の概要の提示(地域ふるさとづくり交付金等の資金運用を含む)②喫緊の課題の抽出とその対策についての提示の2点。

これに対し、特別委員会から会則組織図の各グループ(町内会含む)に示されている主な活動について、平成25年度以降の活動計画を検討し、7/31までに特別委員会に提出してほしいとの依頼があった(別紙資料)。各グループ代表は期限までに事務局(市民センター内)に届けて下さい。

#### ・各町内防犯灯のLED化について

草津市の防犯灯LEDチェンジ事業(平成24年から平成26年の3カ年限定)の活用について、志津南地区全体を3カ年で全灯交換する計画(案)について、交換計画と必要な予算措置を講じる事について各町内会役員会で議論し、次回理事会に報告して欲しい。

※経済効果予測として、各町内年間4~5万円の経費減が見込まれる。(工事費用4業者見積もり額と経済効果試算 別紙資料)

#### ・集会所と倉庫の管理について

現在鍵が多数複製され、だれが持っているか分からない状態で、管理不能となっている。一度すべての鍵を事務局に5/31までに持参していただき管理可能状態としたい。

CATVでも放送します。

- ・草津市補助金の手続きについて、図のように変更する。

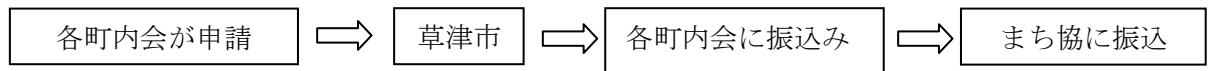
これにより、各町内の従来の事務作業が軽減されることになる。

(A) 若草地区の公園維持管理謝礼金（岡本町西は従来どおり）

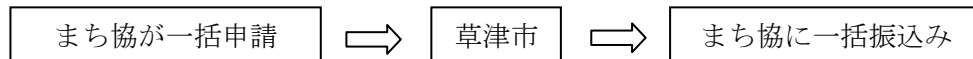
(B) コミュニティ振興交付金（集会所水道代補助金）

(C) 自主防災組織事業補助金

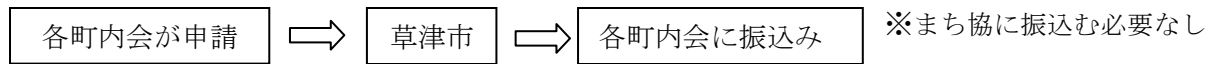
◇従来は



◇平成24年度から (A) , (B) については



◇平成24年度から (C) については



※若草地区の公園維持管理謝礼金支給基準（公園・緑道範囲）・・・別図

- ・地域内防犯灯2灯新設申請（町内会防犯灯以外）・・・地域内で防犯上設置希望箇所があれば次の理事会(6/2)で報告して欲しい。（草津市への申請は6/8までに）

## 2、町内会と各グループからの報告

- ・暮らし安全グループ・・・5/10スクールガードの会議、5/12民児協会議、各町内会役員会に担当の民生委員児童委員を出席させてほしい。
- ・地域福祉グループ・・・旧自治連合会からのつなぎ融資100万円は交付が確定し、5月中旬には返済できる。グループ会議では平成25年度から一括交付金化される関係で、個々の24年度末時点での繰越金はまちづくり協議会に繰り入れとなることを伝えた。
- ・子ども育成グループ・・・若草1～5丁目・岡本町西は5/20に、若草6丁目～8丁目は5/27に子ども会の資源回収を実施するので協力をお願いしたい。
- ・文化体育グループ・・・4/14に人権教育委員長および体育振興委員長と会議、次回5/19公民館長を加え再度グループ会議を開催する。
- ・環境保全グループ・・・町並み保存委員会に4月度は3件の申請があった（全て基準クリアー）。

## 3、その他意見交換

## 提案3件

- (1) 若草1丁目から、会則第20条まちづくり協議会会費の学生マンションが岡本町西は1,200円、若草1丁目は1,400円となっているので1,200円に統一して欲しい。
- (2) 路線バス（近江バス）の昼間ダイヤが少ない。まちづくり協議会として交渉して欲しい。  
※かがやき通り経由の立命館大学行き（若草北口下車）を含めると、日常生活に不便を来す程のものではないと考えられるが、各町内会役員会でまち協で交渉する案件かどうか議論して欲しい。
- (3) 会計年度は会則では4月1日から3月31日までの一年間となっているが、実際には2月15日締め切りで処理されている。活動年度と会計年度は一致させるのが当然であり、まちづくり協議会および各町内会は、年度末の3月31日締め切りで4月総会（従来は3月）にしてはどうか？新役員は総会を待たず実質的に確定しており4月1日から活動して頂くことは可能だと思われる。

以上